

附 則

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表三の二の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省令第七十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能

疾病の成り立ちと回復の促進

健康支援と社会保障制度

基礎看護学

地域・在宅看護論

成人看護学

○農林水産省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百八十一号）の施行に伴い、並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎
環境大臣 小泉進次郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）			
項	種	項	種
第一 動物界		第一 動物界	
(略)		(略)	

老年看護学
小児看護学
母性看護学
精神看護学
看護の統合と実践

第二十三條を次のように改める。

（准看護師試験の試験科目）

第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き

栄養

薬理

疾病の成り立ち

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護学

成人看護学

老年看護学

母子看護学

精神看護学

附 則

この省令は令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。